



第51回 定時株主総会招集ご通知

新型コロナウイルス感染症の感染予防および拡大を防止するために、本年の株主総会につきましては、以下の通りとさせていただきます。

株主様の安全を最優先に、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

つきましては、事前にスマートフォン、インターネットまたは郵送による議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

また、株主様からは事前に書面にてご質問を受け付けたくうえで、株主の皆様のご関心が高い事項について本株主総会でご説明し、後日、その内容を当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。なお、説明には至りませんでしたご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。

日 時	2021年6月29日（火曜日）午前10時
場 所	東京都千代田区大手町二丁目6番1号 朝日生命大手町ビル フクラシア東京ステーション 5階会議室
決議事項	第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

セントラルスポーツ株式会社
証券コード 4801

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目21番2号
セントラルスポーツ株式会社
代表取締役社長 後 藤 聖 治

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、株主様の安全を最優先に、本株主総会へのご来場はお控えいただき、スマートフォン、インターネットまたは郵送による事前の議決権行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。3頁から4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認いただき、2021年6月28日（月曜日）午後6時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町二丁目6番1号 朝日生命大手町ビル
フクラシア東京ステーション 5階会議室（会場が前回と異なります。）
株主様の安全を最優先に、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避け、
本株主総会へのご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第51期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第51期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

◎次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.central.co.jp>) に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には掲載していません。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類および計算書類は会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

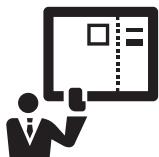
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.central.co.jp>) に掲載させていただきます。

◎事前質問につきましては、書面にて受け付けさせていただき、お名前、届出住所、質問内容をご記入のうえ、以下の住所宛に、6月22日(火曜日)午後6時20分までに到着するようご郵送ください。

※株主の皆様のご関心が高い事項について本株主総会でご説明し、後日、その内容を当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。株主様から頂戴したすべての事前質問に対応させていただくものではない旨ご了承ください。

〒104-8255 東京都中央区新川一丁目21番2号
セントラルスポーツ株式会社 株主総会事前質問 宛

◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、上記と同様、当社ウェブサイト (<https://www.central.co.jp>) にてお知らせいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



スマートフォン、インターネットで 議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否
をご入力ください。

行使期限

2021年6月28日(月曜日)
午後6時20分入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対
する賛否をご表示のうえ、ご返送く
ださい。

行使期限

2021年6月28日(月曜日)
午後6時20分到着分まで



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

2021年6月29日(火曜日)
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

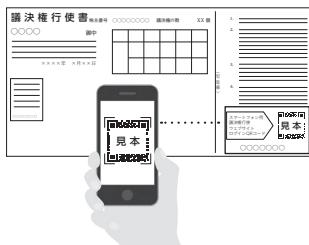
議決権行使書面により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

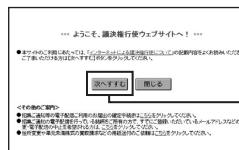
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

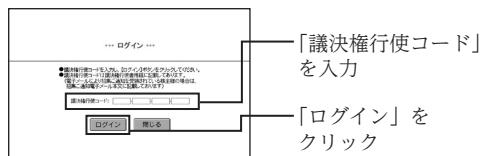
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

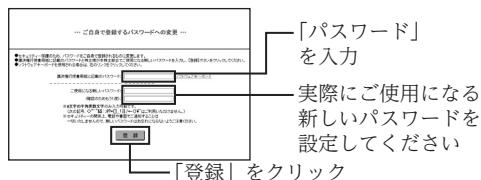
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル
【電話】 0120 (707) 743
受付時間 9:00~21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）により需要や消費が大きく変化・減少、景気後退したものの、ワクチン普及を背景に徐々に回復の兆しが見えてきました。日本経済は、感染症の影響による社会経済活動の制約が依然として続いており、感染症拡大収束の見通しが立たないまま先行き不透明な厳しい状況となりました。

当フィットネス業界におきましては、感染症予防対策を充分に行い営業・運営しておりますが、感染症拡大不安による入会者の減少、会員の退会・休会、利用自粛等により厳しい経営環境が続いております。一方で、長引く自粛生活等により健康維持の為の活動や消費行動が多く取り入れられ、健康にかかわるニーズは今まで以上に増え、様々な分野での事業・サービスが展開されました。

このような状況の中、当社グループは経営理念である『0歳から一生涯の健康づくりに貢献する』のもと、顧客満足度・サービス価値の向上を目指し、指導力・接客力・施設環境の向上に努めてまいりました。

当連結会計年度では、直営店3店舗と業務受託店3店舗、合計6店舗を出店、直営店2店舗の営業を終了しました。また、3月末にて6店舗が業務受託終了となりました。

◆新規出店・新規業務受託店

- 4月 セントラルスポーツ ジム24平塚店（神奈川県平塚市）
ゆうぼうと世田谷レクセンター（東京都世田谷区）※
DIS市谷スポーツクラブ（東京都新宿区）※
名取市サイクルスポーツセンター（宮城県名取市）※
- 6月 セントラルフィットネスクラブ24 茂原店（千葉県茂原市）
セントラルスポーツ ジムスタ24 和歌山市駅店（和歌山県和歌山市）

◆営業終了店・業務受託終了店

- 12月 スタジオ ヨガピス 赤坂けやき通り店（福岡県福岡市中央区）
 セントラルスポーツアウトドアビレッジTHE 101（静岡県伊豆市）
- 3月 セントラルスポーツクラブ四条畷店（大阪府四条畷市）※
 川崎市幸スポーツセンター（神奈川県川崎市幸区）※
 川崎市石川記念武道館（神奈川県川崎市幸区）※
 健康増進センターすこやかん（神奈川県横須賀市）※
 あいのやまの湯（群馬県前橋市）※
 粕川温泉元気ランド（群馬県前橋市）※

※は業務受託店

以上の結果、当連結会計年度末の店舗数は、直営179店舗、業務受託67店舗、合計246店舗となりました（2021年3月末業務受託終了の6店舗は店舗数に含む）。

店舗の状況につきましては、第1四半期期間中に発出された緊急事態宣言により一時休業を余儀なくされましたが、6月より全クラブで営業を再開し、厚生労働省発表の指針「新しい生活様式」「換気方法」および一般社団法人日本フィットネス産業協会発表の「新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン」に基づいて基本方針を定めて営業しました。「お客様と従業員の安全のために」を掲げ、3密にならない環境づくりとして空調換気環境や衛生管理の徹底、営業時間の短縮やソーシャルディスタンスの確保等により、万全の環境を整えて運営いたしました。レッスンプログラムについては時間短縮等の措置を行うとともに、イベントやツアーについては、フィットネス・スクール部門ともにオンラインを除き開催を中止した状況が続きました。

当連結会計年度は感染症への対応を大きな課題と捉え、新たな環境下での経営基盤の構築、安定的に利益を確保できる体制づくりを進めました。感染症に対応した事業継続計画（BCP）の推進に取り組み、超効率化運営、契約の見直し、オンライン事業の拡充、営業施策としては、フィットネス会員継続促進、休会者・一時退会者の早期復帰促進、子供向け短期教室や体験会実施強化、スポーツを楽しんでいただける機会と場所の提供として家族で利用可能な施設開放等を実施しました。

一部のスクールでは月会費の価格改定を実施、ジム中心の一部小型店については、完全に非対面となる24時間セルフ形式に変更しました。またオンライン事業の拡充として、公式YouTubeチャンネル「セントラルスポーツチャンネル」での成人向け・子供向けの動画やライブ配信、有料サービスではオンラインパーソナルトレーニング、オンラインセッションやイ

メントの提供を行いました。また、人気トップインストラクターのレッスンを全国の店舗にライブ配信する「CS Live（ライブ配信エクササイズ）」も拡充しました。

法人向けのサービスについては、各企業のお客様がより便利に利用でき、手続きも効率的となる新システム導入を進めました。

教育事業としては、幼稚園・小中学校の体育授業の指導受託および研修事業を継続的に展開しており、水泳・体育指導を中心として人員の派遣または当社施設での受け入れを実施しました。

所属選手については、1月に開催されたKOSUKE KITAJIMA CUP2021で、松元克央（まつもと かつひろ）選手が200m自由形で自らの日本新記録を更新、2月の第96回日本選手権では小堀倭加（こぼりわか）選手が400m・800m・1500m自由形で3冠達成、更に同月の第43回全国JOCジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会神奈川県予選会（短水路）にて1500m自由形で18年ぶりに日本新記録を更新する快挙を成し遂げました。体操競技では9月の全日本シニア選手権大会で男子体操競技部が団体2連覇を達成、萱和磨（かやかずま）選手が個人総合優勝、12月の全日本体操個人総合選手権兼全日本体操種目別選手権では萱和磨選手が個人総合、谷川航（たにがわわたる）選手が種目別平行棒、女子の畠田瞳（はたけだひとみ）選手が種目別ゆかでそれぞれ優勝しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は36,027百万円（前期比32.5%減）、経常利益は752百万円（前期比77.7%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,363百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益2,138百万円）となりました。

前年同期と比べ減収減益となった要因は、主に緊急事態宣言による休業、感染症拡大不安に伴う会員数の減少によるものです。

なお、当連結会計年度の期末配当につきましては、当社設立50周年記念配当として1株につき5円とさせていただきます。中間配当は無配とさせていただきますので、年間配当金は1株につき5円となります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は825百万円で、店舗の取得、改修工事および備品の購入が主なものであります。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 48 期 (2018年3月期)	第 49 期 (2019年3月期)	第 50 期 (2020年3月期)	第 51 期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 (百 万 円) 上 高	53,576	54,258	53,386	36,027
経 常 利 益 (百 万 円)	3,985	3,950	3,374	752
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百 万 円)	2,922	2,638	2,138	△2,363
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	259円45銭	234円19銭	190円37銭	△211円03銭
総 資 産 (百 万 円)	42,801	43,125	44,732	43,746
純 資 産 (百 万 円)	21,981	23,702	24,738	22,144

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数にて算出しております。

(3) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
(株)明治スポーツプラザ	100百万円	100.00%	スポーツクラブ経営事業
Central Sports U.S.A.,Inc.	10,125(US\$)	100.00%	スポーツクラブ経営事業

② 重要なその他の関係会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社への出資比率	主 要 な 事 業 内 容
セントラルトラスト(株)	10百万円	被所有 30.53%	投 資 事 業

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症による制約された社会経済活動が続く中、健康・運動の重要性や免疫力の向上等が求められるとともに、ライフスタイルの見直しや改善などが見られ、健康関連市場は今後もますます需要が見込まれます。しかし、感染症による社会経済活動へのダメージは計り知れず、当業界の事業への影響はしばらく続くものと予想しております。

目の前にある新型コロナウイルスへの対応を大きな課題と捉え、事業継続の為に新たな環境下での経営基盤の構築、安定的に利益を確保できる体制づくりを行い、早期に業績を回復する必要があります。

既に取り組んでいる事業継続計画（BCP）として感染症対策の徹底、超効率化運営の推進、各種契約の見直し、オンライン事業の拡充などを今後も着実に進めてまいります。

また今まで通り、基幹事業であるスポーツクラブ経営事業の収益力向上、人材の確保と育成、キャッシュフロー経営を目指すとともに、未来に向けて経営理念『0歳から一生涯の健康づくりに貢献する』に基づいた新たな分野での事業創出と社会課題解決につながるサービスの提供に努め、社会に必要とされるウェルネスカンパニーとなるための基盤を構築することが重要と考えております。

当社はコロナ禍を乗り越え、創業時からの目的「世界に通用するアスリートの育成」にも注力するとともに、50年先の設立100周年及び人生100年時代に向けて「誰もが笑顔で健康に暮らすウェルネス社会の実現」を目標として、皆様の健康をサポートする「ウェルネス事業」を推進してまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、スポーツクラブ経営を主たる事業として行っております。

(6) 主要な営業所および店舗（2021年3月31日現在）

① 当社

本社 東京都中央区新川一丁目21番2号

事務所 芦屋事務所（兵庫県芦屋市）

仙台事務所（仙台市青葉区）

営業店舗

・直営店舗

東 日 本 エ リ ア	茨城県	日立店
	栃木県	S宇都宮店、南宇都宮店、佐野店、F宇都宮店
	群馬県	前橋店、高崎店
	埼玉県	越谷店、川越店、岩槻店、新三郷店、志木店、大宮宮原店、桶川北本店、川口前川店、小手指店、越谷レイクタウン店、東大宮店、24蔵店、東松山店、さいたま中央店
東 日 本 エ リ ア	千葉県	谷津店、流山店、南行徳店、館山店、市川店、F千葉店、新浦安店、稲毛海岸店、八千代台店、千葉みなと店、柏店、長沼店、おおたかの森店、我孫子店、本八幡店、24蘇我店、G新浦安店、24茂原店、袖ヶ浦店、24実籾店
	東京都	清瀬店、西東京店、成瀬店、東青梅店、亀有店、府中店、目黒店、福生店、24下北沢店、青砥店、八王子店、西台店、24用賀店、城山店、保谷店、自由が丘店、天王洲店、南青山店、竹の塚店、南千住店、東十条店、ときわ台店、大森店、成城店、24西新井店、上池袋店、24葛西店、飯田橋店、24京成小岩店、24神田店、24五反田店、24上北沢店、24亀有店、24平井店、24中延店、24三番町店、丸の内二重橋店、24中目黒店、24祐天寺店、東久留米店、24目白店
	神奈川県	藤沢店、戸塚店、本郷台店、二俣川店、湘南ライフタウン店、湘南平塚店、24武蔵小杉店、F東戸塚駅前店、市ヶ尾店、24溝ノ口店、新川崎店、緑園都市店、能見台店、トレッサ店、24長津田みなみ台店、慶應日吉店、伊勢原駅前店、24妙蓮寺店、センター南店、24武蔵新城店、24菊名店、24平塚店 (104店舗)
西 日 本 エ リ ア	新潟県	NEXT 21店
	石川県	野々市店、金沢店
	長野県	松本店
	岐阜県	岐阜店
	愛知県	24藤が丘店、一社店、千種店、大曾根店、東岡崎店、清洲店、小牧店、24本山店
	京都府	太秦店
	大阪府	都島店、24平野店、住ノ江店、新大阪駅前店、りんくう店、蒲生店、24泉大津店、24豊中店、24高槻市駅前店
	兵庫県	芦屋店、六甲道店、あまがさき店、J R塚口店、24西代店
	和歌山県	24和歌山店
	広島県	アルパーク店、福山店
	福岡県	天神ソラリア店、野間大池店、24警固店、24福岡アイランドシティ店
熊本県	熊本店 (36店舗)	

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

北 日 本 エ リ ア	北海道	24恵み野店、24札幌店、琴似店、24東苗穂店
	青森県	八戸店、弘前店
	岩手県	24盛岡店
	宮城県	24仙台泉中央店、24仙台店、北仙台店、24仙台南小泉店、24名取南仙台店
	秋田県	24秋田広面店、横手店、24秋田土崎店
	山形県	東根店
	福島県	郡山店、福島店
		(18店舗)

上記店舗158店舗の他、SPA、介護予防、ヨガ等の店舗12店舗を運営しており、あわせて全国に直営店舗170店舗を運営しております。

・業務受託店舗

名 称	所 在 地
トーアセントラルフィットネスクラブ阿佐谷	東京都
ラヴィセントラルフィットネスクラブ蒲田	東京都
曾谷セントラルスイムクラブ	千葉県
セントラルスポーツクラブ津田沼	千葉県
パレスセントラルフィットネスクラブ	埼玉県
セントラルスポーツクラブ東戸塚	神奈川県
みなとセントラルスイミングスクール	大阪府

上記店舗を含め、全国に業務受託店舗53店舗を運営しております。

② 子会社

Central Sports U.S.A.,Inc.

本社 米国コロラド州デンバー市

Meridian Central,Inc.

本社 米国コロラド州デンバー市

・直営店舗（海外ゴルフ場）1店舗を運営しております。

ケージーセントラルスポーツ株式会社

本社 札幌市中央区

・直営店舗1店舗を運営しております。

Wellbridge Central,Inc.

本社 米国コロラド州デンバー市

株式会社明治スポーツプラザ

本社 川崎市幸区

・直営店舗7店舗を運営しております。

・業務受託店舗14店舗を運営しております。

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,176 (2,526) 名	32名増 (640名減)

- (注) 1. 使用人数には、当社グループから当社グループ外への出向者 (5名) を除きます。
2. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に外数で記載しております。
3. パートおよび嘱託社員は、月間160時間 (常用雇用社員の年間所定内労働時間数の月平均時間) 換算で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,078 (2,283) 名	37名増 (523名減)	38.4歳	14.6年

- (注) 1. 使用人数には、当社から社外への出向者 (45名) を除き、社外から当社への出向者 (5名) を含みます。
2. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に外数で記載しております。
3. パートおよび嘱託社員は、月間160時間 (常用雇用社員の年間所定内労働時間数の月平均時間) 換算で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	1,219百万円
株式会社みずほ銀行	1,625
株式会社三井住友銀行	1,625
株式会社三菱UFJ銀行	1,612
三井住友信託銀行株式会社	1,546

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 42,164,000株
- ② 発行済株式の総数 11,466,300株
- ③ 株主数 18,790名
- ④ 大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
セントラルトラスト株式会社	3,439,711株	30.70%
後 藤 忠 治	598,795	5.34
後 藤 聖 治	573,100	5.11
セントラルスポーツ社員持株会	462,666	4.13
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	221,000	1.97
株式会社りそな銀行	195,000	1.74
株式会社日本カストディ 銀行 (信託口5)	108,500	0.96
株式会社日本カストディ 銀行 (信託口6)	96,700	0.86
株式会社日本カストディ 銀行 (信託口4)	94,000	0.83
株式会社日本カストディ 銀行 (信託口)	88,100	0.78

(注) 持株比率は、自己株式 (265,661株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	後 藤 忠 治	セントラルトラスト株式会社代表取締役社長 パレスセントラルスポーツ株式会社取締役 一般財団法人社会スポーツセンター会長
代表取締役社長	後 藤 聖 治	セントラルトラスト株式会社取締役 Central Sports U.S.A.,Inc.取締役 Meridian Central,Inc.取締役 Wellbridge Central,Inc.取締役 株式会社明治スポーツプラザ代表取締役社長
専務取締役	山 崎 幸 雄	総務部・人事部担当
常務取締役	鈴 木 陽 二	競技強化部長
常務取締役	刀 禰 精 之	経理部担当 株式会社明治スポーツプラザ監査役
常務取締役	松 田 友 治	健康サポート部担当 株式会社明治スポーツプラザ監査役
取 締 役	矢 田 恭 一	監査室担当
取 締 役	木 本 匡	営業部・営業企画部・レジャー事業部担当 アカデミー部長 株式会社明治スポーツプラザ取締役
取 締 役	鶴 田 一 彦	新規事業開発部長・店舗開発部長 浜松グリーンウェーブ株式会社取締役 株式会社明治スポーツプラザ取締役
取 締 役 (監査等委員・常勤)	河 本 勝	
取 締 役 (監査等委員・常勤)	濱 田 浩	
取 締 役 (監査等委員)	川 村 延 彦	サンライズ法律事務所(弁護士)
取 締 役 (監査等委員)	岩 崎 厚 宏	有限会社岩崎経営研究所代表取締役(税理士) 株式会社マミーマート監査役
取 締 役 (監査等委員)	原 田 睦 巳	順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科 教授 順天堂大学スポーツ健康科学部 教授

- (注) 1. 取締役(監査等委員)川村延彦氏、岩崎厚宏氏、原田睦巳氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員・常勤)河本勝氏および取締役(監査等委員)岩崎厚宏氏は、次のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・河本勝氏は、長年にわたり当社の経理部に在籍し経理・財務業務に携わってきた経験があります。

- ・岩崎厚宏氏は、税理士の資格を有しております。
- 3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、河本勝氏および濱田浩氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 4. 当社は、取締役（監査等委員）川村延彦氏および原田睦巳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により、填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	169 (-)	147 (-)	21 (-)	- (-)	9 (-)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	28 (6)	26 (6)	1 (-)	- (-)	5 (3)
合 計 (うち社外役員)	197 (6)	174 (6)	23 (-)	- (-)	14 (3)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第49回定時株主総会において年額4億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は1名）です。
 3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第49回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
- ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、内容は以下のとおりであります。

・基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う監査等委員である社外取締役については、その職務を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

・基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、業績、従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

・業績連動報酬等の内容および額の算出方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の経常利益より算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、代表取締役後藤聖治に対し各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額、および社外取締役を除く各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

取締役会では、各取締役の職務の執行状況を定期的にモニタリングし、社外取締役から定期的に意見を聴取することや、業績の動向について定期的に審議を行うことで、報酬等の妥当性を確認しております。

また、監査等委員である取締役個々の報酬等につきましては、監査等委員である取締役の協議により、役位、職責、在任年数に応じて、業績等も考慮し、総合的に勘案して決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）川村延彦氏は、サンライズ法律事務所の弁護士であります。同事務所と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）岩崎厚宏氏は、有限会社岩崎経営研究所の代表取締役および株式会社マミーマートの監査役でもあります。当社は、有限会社岩崎経営研究所と税理士顧問委嘱契約を締結しております。株式会社マミーマートと当社との間には特別な利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）原田睦巳氏は、順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科の教授および順天堂大学スポーツ健康科学部の教授であります。同大学大学院および同大学と当社との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 川村延彦	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、また、監査等委員会においては、当社のコンプライアンス体制ならびに内部監査について適宜、必要な発言を行うなど、取締役（監査等委員）としての職責を十分に果たしました。
取締役 (監査等委員) 岩崎厚宏	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に、また、監査等委員会13回のうち11回に出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、また、監査等委員会においては、当社のコンプライアンス体制ならびに内部監査について適宜、必要な発言を行うなど、取締役（監査等委員）としての職責を十分に果たしました。
取締役 (監査等委員) 原田睦巳	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に、また、監査等委員会13回のうち11回に出席し、大学大学院教授としての専門的見地から、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、また、監査等委員会においては、当社のコンプライアンス体制ならびに内部監査について適宜、必要な発言を行うなど、取締役（監査等委員）としての職責を十分に果たしました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
 ② 報酬等の額

	支 払 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 「当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」について
 - イ. コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス基本規程」を定め、全役職員に周知徹底させる。
 - ロ. 代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備を図る。
 - ハ. 必要に応じてマニュアル・ガイドライン等を定め、コンプライアンスに関する知識および倫理の向上を図るための研修体制の整備を図る。
 - ニ. 取締役は、重大な法令違反およびコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。
 - ホ. 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用および取締役の職務執行を監査する。
 - ヘ. 「内部通報規程」を定め、法令違反およびその他コンプライアンスに関する事実についての社内通報体制の整備を図る。
 - ト. 監査等委員会は、コンプライアンス体制および社内通報体制に問題があると認めた場合は、意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。
 - チ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ② 「当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」について
取締役の職務執行に係る意思決定および報告に関しては、「文書管理規程」を定め、同規程に基づく適切な保存・管理を行う。
- ③ 「当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」について
 - イ. リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、各部門長は各担当部門のリスク管理体制の整備を図る。
 - ロ. 不測の事態が発生した場合は、「リスク管理規程」に基づく対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーと協議のうえ、損失を最小限に止める体制を整える。

- ④ 「当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」について
- イ. 当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、取締役以上で構成される会議体を設置し、合議制により慎重な意思決定を行う。
 - ロ. 取締役会の決定に基づく職務執行にあたっては、「組織規程」、「業務分掌規程」において、職務執行の詳細を定める。
- ⑤ 「当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」について
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - i 当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
 - ii 当社は、定期的に当社および当社の子会社の取締役が出席する会議を開催し、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し、当該会議における報告を義務づける。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
 - ii 当社は、当社グループのリスク管理機関としてリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i 当社は、グループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標および予算配分等を定める。
 - ii 当社は、当社グループの意思決定を子会社に周知徹底するための体制を構築する。
 - ニ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i 当社は、「コンプライアンス基本規程」を作成し、当社グループのすべての役職員に周知徹底する。
 - ii 当社は、当社グループの役職員に対し、年1回、コンプライアンス研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
 - iii 当社監査室は、「内部監査規程」および「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する内部監査を実施する。
 - iv 当社は、「内部通報規程」に基づき、当社グループの役職員が直接通報を行うことができる体制を整備する。

- ⑥ 「当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」について
取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助する使用人（以下「監査等委員会スタッフ」という。）として、適切な人材を配置しなければならない。
- ⑦ 「前項の使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項」について
監査等委員会スタッフの適切な職務遂行のため、人事考課は監査等委員会が行い、監査等委員会スタッフの任命、解任、人事異動、賃金改定、懲戒等については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- ⑧ 「当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」について
- イ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。
 - ロ. 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対し、監査等委員会の指揮命令に従わなかった場合は社内処分の対象となり得る。
- ⑨ 「当社の監査等委員会への報告に関する体制」について
- イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制
 - i 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員が同席する重要な会議において、随時、職務の執行状況について報告する。
 - ii 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
 - iii 監査等委員会は、いつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対して報告を求めることができる。
 - ロ. 子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査等委員会に報告するための体制
 - i 当社グループの役職員は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。
 - ii 当社グループの役職員は、法令等の違反行為ならびに当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。

- iii 当社監査室は、定期的に当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を当社の監査等委員会に報告する。
- ⑩ 「監査等委員会へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」について
- イ. 当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
 - ロ. 当社の「内部通報規程」において、当社グループの役職員が当該内部通報をしたことによる不利益な取扱いを禁止する旨を明記する。
- ⑪ 「監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」について
- イ. 当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をした場合は、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - ロ. 監査等委員会が、弁護士、公認会計士等の外部アドバイザーを監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合は、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
 - ハ. 当社は、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。
- ⑫ 「その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」について
- イ. 監査等委員会、会計監査人、監査室は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を行う。
 - ロ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会と子会社の取締役等との意思疎通、情報収集、情報交換等が適切に行えるよう協力する。
 - ハ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。
 - ニ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部アドバイザーとの連携を図れるよう協力する。

業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値および株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を14回開催しており、取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

(2) リスク管理体制の構築について

当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員を各部門に設置する等により、リスク管理体制の強化を推進しております。

(3) コンプライアンス体制について

当社は、全役職者に対し、定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また、問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報先を監査等委員である取締役にしております。当事業年度において発生した案件に関しては、速やかに調査の上、取締役会およびリスク管理委員会に報告致しました。

(4) 監査等委員である取締役の職務の執行について

当事業年度において、監査等委員会を13回開催しており、経営の妥当性、効率性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、監査等委員である取締役は、取締役会ほか、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監査を実施致しました。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたくうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、2021年5月13日開催の取締役会決議により、1株につき5円とさせていただきます。これにより当期の年間配当金は1株につき5円となります。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,368	流 動 負 債	8,367
現金及び預金	6,003	買掛金	91
受取手形及び売掛金	1,183	1年内返済予定の長期借入金	1,999
商 品	228	リ ー ス 債 務	447
貯 蔵 品	73	未 払 金	1,905
未収還付法人税等	398	未 払 法 人 税 等	0
未 収 消 費 税 等	183	前 受 金	2,983
そ の 他	1,299	そ の 他	938
貸倒引当金	△1	固 定 負 債	13,235
固 定 資 産	34,378	長 期 借 入 金	5,840
有 形 固 定 資 産	21,772	リ ー ス 債 務	5,269
建物及び構築物	32,840	退職給付に係る負債	119
工具、器具及び備品	5,671	資 産 除 去 債 務	1,527
土 地	7,706	そ の 他	479
リ ー ス 資 産	7,118	負 債 合 計	21,602
そ の 他	65	純 資 産 の 部	
減価償却累計額	△31,629	株 主 資 本	22,171
無 形 固 定 資 産	361	資 本 金	2,261
投 資 其 他 の 資 産	12,244	資 本 剰 余 金	2,273
投資有価証券	279	利 益 剰 余 金	18,261
敷金及び保証金	10,350	自 己 株 式	△623
繰延税金資産	870	その他の包括利益累計額	△40
そ の 他	793	その他有価証券評価差額金	30
貸倒引当金	△49	為 替 換 算 調 整 勘 定	△70
資 産 合 計	43,746	非 支 配 株 主 持 分	12
		純 資 産 合 計	22,144
		負 債 純 資 産 合 計	43,746

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	36,027
売上原価	32,406
売上総利益	3,620
販売費及び一般管理費	2,742
営業利益	878
営業外収益	517
補助金収入	144
受取補償金	318
その他	55
営業外費用	643
支払利息	641
その他	2
経常利益	752
特別利益	690
雇用調整助成金	690
特別損失	3,565
減損損失	400
固定資産除却損	56
固定資産売却損	8
新型コロナウイルス対応による損失	3,100
税金等調整前当期純損失	△2,122
法人税、住民税及び事業税	107
法人税等調整額	139
当期純損失	△2,369
非支配株主に帰属する当期純損失	△5
親会社株主に帰属する当期純損失	△2,363

連結株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,261	2,273	20,826	△623	24,737
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△201		△201
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△2,363		△2,363
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△2,565	△0	△2,565
当 期 末 残 高	2,261	2,273	18,261	△623	22,171

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	14	△30	△16	17	24,738
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△201
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失					△2,363
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	16	△39	△23	△5	△28
連結会計年度中の変動額合計	16	△39	△23	△5	△2,594
当 期 末 残 高	30	△70	△40	12	22,144

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
資 科	産 目		負 科	債 目	
流 動	資 産	8,061	流 動	負 債	7,699
	現金及び預金	5,155		買掛金	80
	売掛金	878		1年内返済予定の借入金	1,999
	貯蔵品	212		長期借入金	407
	前払費用	56		未払金	1,757
	未収法人税等	762		未払費用	636
	未収消費税等	376		前受り金	2,617
	その他金	183		預り金	201
	貸倒引当金	438	固 定	負 債	13,747
		△1		長期借入金	6,840
固 定	資 産	33,723		長期リース債	5,200
有 形	固 定 資 産	20,111		長期未払金	131
	建物	8,569		長期預り保証金	275
	構築物	171		資産除去債	1,299
	車両運搬具	6	負 債	合 計	21,447
	工具、器具及び備品	263		純 資 産	の 部
	土地	7,335	株 主 資 本	20,307	
	リース資産	3,765	資 本 金	2,261	
無 形	固 定 資 産	357	資 本 剰 余 金	2,273	
	借地権	53	資 本 準 備 金	2,273	
	ソフトウェア	124	利 益 剰 余 金	16,397	
	リース資産	24	利 益 準 備 金	70	
	その他	154	そ の 他 利 益 剰 余 金		
投 資	そ の 他 の 資 産	13,254	利 益 準 備 金		
	投資有価証券	94	そ の 他 利 益 剰 余 金		
	関係会社株	1,520	圧 縮 記 帳 積 立 金	462	
	長期前払費用	391	別 途 積 立 金	15,000	
	繰延税金資産	63	繰 越 利 益 剰 余 金	863	
	敷金及び保証金	878	自 己 株 式	△623	
	会員立金	10,029	評 価 ・ 換 算 差 額 等	30	
	保険積立金	128	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	30	
	その他	198	純 資 産 合 計	20,338	
	貸倒引当金	0			
		△49	負 債 純 資 産 合 計	41,785	
資 産	合 計	41,785			

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	32,398
売上原価	28,904
売上総利益	3,494
販売費及び一般管理費	2,547
営業利益	946
営業外収益	462
補助金収入	144
受取金償還	266
その他	52
営業外費用	642
支払利息	639
その他	2
経常利益	767
特別利益	598
雇用調整助成金	598
特別損失	3,363
減損損失	400
固定資産除却損	55
固定資産売却損	8
新型コロナウイルス感染症対応による損失	2,898
税引前当期純損失	△1,997
法人税、住民税及び事業税	75
法人税等調整額	51
当期純損失	△2,125

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 準 備 金	利 益 剰 余 金				利 剰 余 金 合 計	自 己 株 式		
			利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金						
				圧 縮 記 帳 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	2,261	2,273	70	462	15,000	3,189	18,723	△623	22,634	
事 業 年 度 中 の 変 動 額										
圧縮記帳積立金の積立							-		-	
圧縮記帳積立金の取崩				△0			-		△0	
別途積立金の積立							-		-	
剰余金の配当						△201	△201		△201	
当期純損失						△2,125	△2,125		△2,125	
自己株式の取得								△0	△0	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△0	-	△2,326	△2,326	△0	△2,326	
当 期 末 残 高	2,261	2,273	70	462	15,000	863	16,397	△623	20,307	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	14	14	22,648
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
圧縮記帳積立金の積立			-
圧縮記帳積立金の取崩			△0
別途積立金の積立			-
剰余金の配当			△201
当期純損失			△2,125
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	16	16	16
事業年度中の変動額合計	16	16	2,310
当 期 末 残 高	30	30	20,338

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

セントラルスポーツ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小此木 雅 博 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 立 石 康 人 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セントラルスポーツ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セントラルスポーツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

セントラルスポーツ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小此木 雅 博 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 立 石 康 人 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セントラルスポーツ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの、セントラルスポーツ株式会社（以下、当社という）の第51期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当社の当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

セントラルスポーツ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	河本	勝	Ⓜ
常勤監査等委員	濱田	浩	Ⓜ
監査等委員	川村	延彦	Ⓜ
監査等委員	岩崎	厚宏	Ⓜ
監査等委員	原田	睦巳	Ⓜ

(注) 監査等委員川村延彦、岩崎厚宏および原田睦巳は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(9名)は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	ご とう ただ はる 後 藤 忠 治 (1941年12月4日生)	1969年12月 セントラルスポーツクラブ創業 1970年5月 株式会社セントラルスポーツクラブ (現:セントラルスポーツ株式会社) 設立 1970年5月 当社取締役 1976年5月 当社代表取締役副社長 1977年5月 当社代表取締役社長 2014年4月 当社代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) セントラルトラスト株式会社代表取締役社長 パレスセントラルスポーツ株式会社取締役 一般財団法人社会スポーツセンター会長	598,795株
		(取締役候補者とした理由) 後藤忠治氏は当社創業以来、当社の要職を歴任し、豊富な企業経営経験と幅広い知見・人脈を有していることから、これらの経験と見識が当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にさらに寄与できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	ご 後 藤 聖 治 (1969年8月28日生)	1995年4月 三菱商事株式会社入社 1998年4月 当社入社 1999年5月 当社社長室長 1999年6月 当社取締役 2001年3月 当社経営企画室長 2003年6月 当社常務取締役 2005年7月 当社営業本部副本部長 2007年6月 当社専務取締役 当社営業本部長 2011年10月 当社代表取締役副社長 2014年4月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) セントラルトラスト株式会社取締役 Central Sports U.S.A.,Inc.取締役 Meridian Central,Inc.取締役 Wellbridge Central,Inc.取締役 株式会社明治スポーツプラザ代表取締役社長 (取締役候補者とした理由) 後藤聖治氏は長年にわたり当社の要職を歴任し、当社の営業部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と見識および同氏のリーダーシップが当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値を向上させていくために不可欠なものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	573,100株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	やまざき ゆきお 山崎 幸雄 (1950年7月9日生)	<p>1975年4月 当社入社 1989年2月 当社人事部長 1992年3月 当社東日本第一営業部長 1992年6月 当社取締役 2000年4月 当社人事部長 2000年7月 当社常務取締役 当社総務部長 2003年4月 当社情報管理室長 2005年7月 当社総務部長 2005年8月 当社人事部長 2006年4月 当社総務部担当兼人事部担当(現任) 2009年4月 当社管理本部長 2009年6月 当社専務取締役(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 山崎幸雄氏は長年にわたり当社の要職を歴任し、当社の人事・総務部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と高い見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	13,000株
4	すずき ようじ 鈴木 陽二 (1950年3月9日生)	<p>1972年4月 当社入社 1982年10月 当社研究所長 1989年1月 当社取締役 当社アカデミー本部長 1994年6月 当社常務取締役(現任) 2009年4月 当社競技強化部長(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 鈴木陽二氏は日本の水泳指導者として数多くの実績を残し、水泳指導者としての豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と高い見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	33,530株

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
5	と お よし ゆき 刀 禰 精 之 (1955年8月12日生)	<p>2006年3月 株式会社りそな銀行新都心営業部長</p> <p>2009年4月 当社入社 当社執行役員 当社経理部長</p> <p>2010年6月 当社取締役</p> <p>2014年5月 当社常務取締役(現任)</p> <p>2016年7月 当社経理部担当(現任)</p> <p>2017年4月 当社管理本部副本部長 (重要な兼職の状況) 株式会社明治スポーツプラザ監査役</p> <p>(取締役候補者とした理由) 刀禰精之氏は金融、経済全般にわたる豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と高い見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	10,000株
6	まつ だ ゆう じ 松 田 友 治 (1962年4月11日生)	<p>1983年11月 当社入社</p> <p>2006年4月 当社人事部長</p> <p>2012年4月 当社執行役員 当社経営企画室長</p> <p>2015年6月 当社取締役</p> <p>2019年4月 健康サポート部担当(現任)</p> <p>2019年5月 当社常務取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社明治スポーツプラザ監査役</p> <p>(取締役候補者とした理由) 松田友治氏は当社の経理・人事・経営企画部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と高い見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	4,500株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
7	や だ きょう いち 矢 田 恭 一 (1949年10月16日生)	2000年10月 株式会社サンクレア取締役 2004年10月 当社入社 当社執行役員 当社施設部長 2005年6月 当社取締役(現任) 2012年4月 当社監査室長 2017年4月 当社監査室担当(現任)	13,000株
(取締役候補者とした理由)			
矢田恭一氏は当社の監査部門をはじめ建築・設備、I S O等の豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と高い見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
8	き もと ただす 木 本 匡 (1955年1月14日生)	1979年3月 当社入社 2000年4月 当社東日本第二営業部長 2002年11月 当社執行役員 2006年4月 当社第四営業部長 2009年4月 当社第一営業部長 2012年4月 当社アカデミー部長 2015年5月 当社アカデミー部担当兼研究所担当 2015年6月 当社取締役(現任) 2017年4月 当社営業本部副本部長 2019年4月 営業部・営業企画部・レジャー事業部担当 (現任) 2020年11月 当社アカデミー部長(現任)	11,000株
(重要な兼職の状況)			
株式会社明治スポーツプラザ取締役 (取締役候補者とした理由) 木本匡氏は当社の営業・アカデミー部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と高い見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
9	つる た かず ひこ 鶴 田 一 彦 (1959年7月23日生)	<p>2003年6月 当社入社 2006年6月 当社執行役員 2012年4月 当社マーケティング部長 2019年4月 当社新規事業開発部長兼店舗開発部長(現任) 2019年6月 当社取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 浜松グリーンウェブ株式会社取締役 株式会社明治スポーツプラザ取締役</p> <p>(取締役候補者とした理由) 鶴田一彦氏は当社の店舗開発部門をはじめマーケティング・新規事業開発等の豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と高い見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	3,500株

- (注) 1. 後藤忠治氏は、一般財団法人社会スポーツセンターの会長を兼務しております。同法人は、当社と同一の部類に属する営業を行っており、当社は同法人との間に指導業務受託、商品販売およびレジャー事業等の取引関係があります。
- その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により、填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（5名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、より迅速な意思決定と機動的な監査を行うため、監査等委員である取締役を2名減員し、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	かわもとまさる 河本勝 (1956年12月29日生)	1980年3月 当社入社 1996年4月 当社総務部次長 1998年4月 当社株式公開準備室次長 2003年4月 当社総務部長 2005年7月 当社経営企画室長 2006年6月 当社執行役員経営企画室長 2012年4月 当社執行役員人事部長 2019年4月 当社執行役員人事部担当 2019年6月 当社取締役（監査等委員・常勤）（現任） (取締役候補者とした理由) 河本勝氏は当社入社以来、経理・総務・人事部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と高い見識を活かし、当社の監査業務を適切に遂行できる人材と判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。	5,800株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	いわ さき あつ ひろ 岩 崎 厚 宏 (1970年1月7日生)	<p>1998年4月 税理士田中事務所入所 1999年10月 有限会社岩崎経営研究所入社 2000年7月 税理士登録 2014年8月 有限会社岩崎経営研究所 代表取締役(現任) 2016年12月 株式会社マミーMarkt 監査役(現任) 2017年6月 当社監査役 2019年4月 当社顧問税理士(現任) 2019年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 有限会社岩崎経営研究所 代表取締役 株式会社マミーMarkt 監査役</p> <p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 岩崎厚宏氏は税理士としての豊富な知識と高い見識を有しており、また、他の会社の社外監査役としての経験から、企業経営に関する見識も有していることから、その知識と見識を、引き続き、当社の監査業務に活かしていただくことを期待したためであります。 なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	0株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	原田睦巳 (1975年9月24日生)	2000年9月 シドニーオリンピック大会出場 2008年4月 順天堂大学スポーツ健康科学部 助教 2009年4月 順天堂大学スポーツ健康科学部 准教授 2009年4月 順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科 准教授 2013年11月 順天堂大学スポーツ健康科学部 先任准教授 2013年11月 順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科 先任准教授 2018年6月 順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科 教授(現任) 2018年6月 順天堂大学スポーツ健康科学部 教授(併任)(現任) 2019年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	一株
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 原田睦巳氏は自らの体操競技経験と指導者としての知識・経験、大学での研究活動等、豊富な経験と高い見識を有していることから、その知識と見識を、引き続き、当社の監査業務に活かしていただくことを期待したためであります。 なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. 岩崎厚宏氏は、有限会社岩崎経営研究所の代表取締役をしており、同所は当社と税理士顧問委嘱契約を締結しており、当社より税理士報酬を受けております。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩崎厚宏氏および原田睦巳氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 岩崎厚宏氏および原田睦巳氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。それぞれの在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。尚、岩崎厚宏氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。
4. 当社は、岩崎厚宏氏および原田睦巳氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により、填補することとしております。各監査等委員である取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、原田睦巳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものです。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであり、岡村浩氏は現監査等委員である取締役河本勝氏の補欠としての候補者、大隅潔氏は現監査等委員である社外取締役岩崎厚宏氏および原田睦巳氏の補欠としての社外取締役候補者であります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	おかむらひろし 岡村浩 (1957年3月27日生)	1980年3月 当社入社 2002年10月 当社経理部長 2006年6月 当社執行役員経理部長 2009年4月 当社執行役員経営企画室長 2012年4月 当社執行役員総務部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社明治スポーツプラザ取締役 (取締役候補者とした理由) 岡村浩氏は当社入社以来、経理・経営企画・総務部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と高い見識を活かし、当社の監査業務を適切に遂行できる人材と判断し、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。	1,500株
2	おおすみいさぎ 大隅潔 (1942年6月22日生)	1965年4月 株式会社スポーツニッポン新聞社 入社 1999年6月 同社東京本社取締役 2005年6月 同社常務取締役西部本社(九州) 代表 2007年6月 株式会社スポニチクリエイツ 代表取締役 2009年6月 同社顧問 (社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 大隅潔氏は企業経営者としての豊富な経験とジャーナリストとしての幅広い見識を有していることから、これらの経験と見識を当社の監査業務に活かしていただけるものと期待し、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 大隅潔氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 岡村浩氏が監査等委員である取締役になされた場合、当社執行役員および株式会社明治スポーツプラザ取締役は退任となります。
4. 大隅潔氏が監査等委員である取締役になされた場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により、填補することとしております。両氏が監査等委員である取締役になされた場合、両氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

